



JAL不当解雇撤回ニュース

No421号 2015.01.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.com>

こんな支配介入が正当化されれば、 憲法は不要となってしまう!

1月22日不当労働行為裁判控訴審 組合側意見陳述…竹村和也代理人

1月22日に、東京高裁で不当労働行為裁判控訴審第1回口頭弁論が行われました。法廷では、会社側の代理人が意見陳述を行い、問題の発言が不当労働行為に当たらないとする言い訳を述べました。その後、代理人の竹村弁護士、乗員組合の田二見委員長、CCUの古川委員長が意見陳述を行いました。本号から、それぞれの意見陳述を紹介します。

1 控訴人の弁解



控訴人は、原審以来繰り返し、争議権が確立されると「安全かつ安定的な運航継続」が阻害される、国民の理解は得られず、主要行のリファイナンスも行われず、よって争議権が確立されれば機材は出資を撤回する、そのような機

構執行部の判断の下で行われた本件発言は、たとえ争議権確立という労働組合の運営に口出しをするものであっても、不当労働行為とはならない、と弁解しています。先日提出された当審第1準備書面もその焼き直しに過ぎません。つまり、二次破綻を回避するためには飛行機を飛ばし続けることが絶対条件であり、それを阻害する争議権確立などあってはならない、そのことを分からせるために発言するのはやむを得ない、ということでしょう。

しかし、この控訴人の主張は、二つの点で誤っています。第一は、その主張が事実と反すること、第二は虚偽と恫喝による支配介入行為が正当化される余地はないことです。

2 争議権確立による影響を 不当に過大視する誤り

一点目。そもそも控訴人が前提とする「安全かつ

安定的な運航継続」とは何でしょうか。控訴人は、原審以来この点を明らかにしませんが、それはまさしく「運航が大規模かつ長期的に不能となること」でしかあり得ません。

それでは、争議権が確立されれば、そのような事態を生じさせるのでしょうか。答えは否です。まず争議権の確立と行使の間には厳然たる差異があります。参加人らの争議権の行使までには法律上一定の期間が設けられ、さらには労使交渉も行われるのであって、直ちに争議権が行使されることなどありえないのです。

控訴人は、整理解雇は決定事項だったのであり争議権が行使されない可能性に期待することなどできなかったとも主張しています。この主張は、労働組合が、争議権を確立し、労使対等の交渉を行うことを真っ向から否定するものです。このような控訴人主張が通れば、そもそも参加人組合は争議権を背景とした労使対等による交渉が一切否定されていたこととなります。責められるべきは、本件において真摯な労使交渉を拒否し続けた控訴人であって、争議権を確立しようとした参加人組合ではありません。

3 争議権行使による影響に ついての虚偽

本件では争議権は行使されませんでした。では、仮に、争議権が行使されていたとしたら、控訴人の

想定する「運航の大規模かつ長期的な不能」が発生するのでしょうか。

まず、本件発言は、それぞれ独立した労働組合である参加人 JFU および参加人 CCU に対して行われたものです。実際にも控訴人は、両組合の争議権行使を独立してシミュレーションしていました。そのうえで、CCU に対して、本件発言前に既に「皆さんがもしストライキを打たれても運航に支障が出ることはない」と断言していたのです。

そもそも、運航停止には様々な原因があり得るのであって、争議権行使によるもののみを取り上げること自体が不当です。控訴人は、本件で争議権が行使された場合、どのような運航停止が生じたのかさえ具体的に主張できないでいます。それにもかかわらず、控訴人は抽象的に「運航の停止」ばかり強調しているのです。



4 負のイメージの作出

控訴人は、争議権が確立されただけで「国民の理解」が得られないのだ、そのような状況下において機構は公的資金を出資することはできないとも主張しています。新聞の社説を大量に引用までしての主張です。これは機構の判断が正当であることを基礎づけるための主張ではありません。参加人組合はこのように国民の理解を得られない争議権を確立しようとしていたのだという負のイメージを作り上げようとするものでしかないのです。

5 正当化できない 虚偽と恫喝による支配介入行為

二点目。そもそも、虚偽と恫喝を用いた本件発言が正当化される余地はありません。

(1) 恫喝

本件発言は、組合の自主的運営事項である争議権確立に、虚偽と恫喝によって介入するものでした。まず、労働組合の自主的判断事項である争議権確立

の一般投票時において、「機構は争議権が確立されれば 3500 億円の出資を行わないことを正式に決定した」、すなわち争議権を確立すれば控訴人は二次破綻し、ひいては参加人組合の組合員は全員解雇になるという恫喝でした。

(2) 虚偽

しかも、この恫喝発言は虚偽によるものでした。機構における出資撤回の決定権限は企業再生支援委員会にあります。しかし、本件では企業再生支援委員会において決定はおろか検討すらされていませんでした。飯塚ディレクターは、このことを認識していたにもかかわらず、「機構は正式に決定した」と明言したのです。控訴人は、本件発言以前においても「出資撤回もありうる」などと伝えていたのであるから、参加人組合にとって本件発言は十分に予測できた、実際に委員会決議を経ていたかは本質的ではないなどと主張します。この控訴人主張は、飯塚ディレクターがあえて「正式に決定した」と言明したことを不当に軽視するものです。「ありうる」と「正式に決定した」の間には天地雲泥の差があり、出資撤回を正式に決定したと伝えたからこそ、二次破綻し全員解雇に繋がると受け止めるのです。このような発言が単なる情報伝達であるはずがありません。あえて虚偽によって恫喝した介入行為なのです。

控訴人は機構の総責任者たる瀬戸氏が出資を実行しないという見解を有していたのだから、委員会がそれと異なる判断を行うことはありえないなども主張しています。しかし、問題は発言当時に委員会が検討すらしていなかったことにもかかわらず「正式に決定した」と明言したことです。控訴人は、本件発言の虚偽性を隠蔽しようと種々の弁解をしていますが、本件発言の虚偽性を正当化するものは一つありません。

6 最後に

以上のような悪質な支配介入発言が正当化される余地はありません。仮に本件発言のような虚偽と恫喝による争議権確立行為への介入が正当化されるとすれば、憲法 28 条で保障された争議権は無意味なものとなってしまいます。貴裁判所におかれましては、控訴人の事実と反する弁解、不当労働行為制度を無視する主張に惑わされることなく、常識に沿った適切なるご判断をお願いしたいと存じます。